



熊本県公報

第13218号
令和5年(2023年)
4月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 4

公 告

- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る入札の実施…………… (道路保全課) 5
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 7
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 道路の位置の指定…………… (//) 8
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 8
- 令和5年度(2023年度)熊本県献血推進計画の策定…………… (薬務衛生課) 8

登 載 依 頼

- 自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (警察本部会計課) 10
- 熊本県育英資金返還金の収納の事務の委託…………… (高校教育課) 12

告 示

熊本県告示第345号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社S A N H A P I	リハステーション ロノ	山鹿市中890番地11	令和5年(2023年)4月1日	通所介護

熊本県告示第346号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者	サービスの種類	指定年月日
-------------	------------------------	---------	-------

	の氏名		
グループホームにちか 八代市千丁町古閑出21 12番地4	合同会社日華 八代市千丁町古閑出21 12番地4 木村 美千代	共同生活援助	令和5年(2023年)4 月1日

熊本県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ウィルアークス 阿蘇郡産山村大利657 番地5	社会福祉法人 やまな み会 阿蘇市黒川431番地 岩本 浩治	就労継続支援A型	令和5年(2023年)3 月31日

熊本県告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Cruto	訪問看護ステーションCruto 玉名	玉名市中119 5-1 1-C	令和5年 (2023年)4月1 日	訪問看護

熊本県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Cruto	訪問看護ステーションCruto 玉名	玉名市中119 5-1 1-C	令和5年 (2023年)4月1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問看護ステーション	玉名市中119 5-1 1-D	令和5年 (2023年)	訪問看護

	ンCrutoコ コロ 玉名	年) 4月1 日	
--	------------------	-------------	--

熊本県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問 看護ステーション ンCrutoコ コロ 玉名	玉名市中119 5-1 1-D	令和5年 (2023 年) 4月1 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人2 MORO	訪問看護ステーション らこって	菊池郡菊陽町武 蔵ヶ丘1-8- 3	令和5年 (2023 年) 4月1 日	訪問看護

熊本県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人2 MORO	訪問看護ステーション らこって	菊池郡菊陽町武 蔵ヶ丘1-8- 3	令和5年 (2023 年) 4月1 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社G o H o m e	訪問看護ステーション やまが	山鹿市山鹿43 0-4-101	令和5年 (2023 年) 4月1 日	訪問看護

熊本県告示第355号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社G o H o m e	訪問看護ステーション やまが	山鹿市山鹿430-4-101	令和5年（2023年）4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡あさぎり町大字深田西字古町 70番地先から 同所 177番地先まで	83.0	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）4月4日

熊本県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字下横田字下鶴 1716番1地先から 上益城郡甲佐町大字下横田字九折島 1267番4地先まで	前	4.5 ～ 10.6	673.7	旧道移 管
				11.0 ～ 24.6		
			後	11.0 ～ 24.6	648.3	

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）4月4日

熊本県告示第358号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及	事業者の名称、主た	廃止年月日	事業所番号	障害児通所
---------	-----------	-------	-------	-------

び所在地	る事務所の所在地及び代表者の氏名			支援の種類
児童発達支援事業所パレット宇土 放課後等デイサービスキャンパス宇土 宇土市入地町1 63番地1	株式会社ライフウェル 熊本市南区富合町南 田尻471番地 奥村 好誠	令和5年(2023年)3 月17日	435230 0059	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス
海と太陽の子御船スクール 上益城郡御船町高木4130番地3	一般社団法人エムジエイプランニング 上益城郡御船町高木 4130番地3 岸川 真實	令和5年(2023年)3 月31日	435140 0090	指定放課後等デイサービス

公 告

熊本県公告第223号

次のとおり一般競争入札に付する。
令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
熊本県道路賠償責任保険契約
- (2) 契約内容

熊本県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項の道路実延長(3,572,237メートル。他の道路管理者との協定に基づき熊本県が管理する道路を含む。なお、有料道路を除く。)及び熊本県が管理する港湾法(昭和25年法律第218号)に定める臨港道路総延長(54,962メートル)の道路賠償責任保険契約

- (3) 契約期間
令和5年(2023年)6月1日午後4時から令和6年(2024年)6月1日午後4時まで

2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班
郵便番号 862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電 話 096-333-2495

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の損害保険業免許を受けている者であること。
- (3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。
- (4) 県税を完納している者であること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 誓約書

- (2) 提出方法
(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
この公告の日から令和5年(2023年)4月18日(火)午後5時まで

- (4) 提出場所

- 2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）
- (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札仕様に対する質問の受付期間
2に掲げる入札担当部局において4(3)の期間まで受け付ける。
- (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得
2に掲げる入札担当部局において4(3)の期間まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和5年(2023年)4月7日(金)午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館11階本館1101会議室
- (4) 入札の方法
ア 日時 令和5年(2023年)4月25日(火)午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館11階土木部会議室
ウ 入札方法
この入札は、紙入札とする。
エ 入札書の提出方法
入札書(代理人が入札するとき、入札書及び委任状)をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)4月24日(月)(必着)までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「契約事項の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」及び「契約事項の名称」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
- (5) 入札金額
入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。
- (6) 開札の方法及び日時等
入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書の提出をした場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)アの日時に(4)イの場所で開札を行う。
- (7) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。
1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。
- (8) 入札の無効
次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めたる入札
- (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (10) 落札者の決定方法
開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。
- (11) 入札保証金
ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
(イ) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関(銀行を除く。)の保証
イ アの規定にかかわらず、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

ウ (11) イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。

- (ア) 提出期限 令和5年(2023年)4月18日(火)午後5時
- (イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局
- (ウ) 提出方法 持参に限る。
- (エ) 提出様式 別記様式4

エ 入札保証金の還付

- (ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。
- (イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

8 問合せ

(1) 問合せ先

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2495

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

熊本県公告第224号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営天草中央南地区(寺中2換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧の期間 令和5年(2023年)4月5日から

令和5年(2023年)5月2日まで

2 縦覧の場所 天草市役所

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第225号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員の住所に次のとおり変更が生じた旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	新住所	旧住所
理事	東 秀明	球磨郡相良村大字柳瀬7 91	球磨郡相良村大字柳瀬7 90

熊本県公告第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字役給103番1
688.56平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第227号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 宇土市網引町732番地1
- 築造者の氏名 株式会社Liacrass
- 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1365番1
- 道路の幅員 5.02メートル
- 道路の延長 57.29メートル
- 指定年月日 令和5年（2023年）2月17日
- 指定番号 熊本県指令央土景建第148号

熊本県公告第228号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第144号	混合有機質肥料	混合有機質肥料7号	窒素全量： 6.0 りん酸全量： 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和11年（2029年）4月13日

熊本県公告第229号

令和5年度（2023年度）熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

令和5年（2023年）4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 目的
この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第7次熊本県保健医療計画に基づき、令和5年度（2023年度）に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるもの

である。

2 計画の期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

3 令和5年度(2023年度)熊本県献血目標の設定

本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な献血の推進に努めることとする。

なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努める。

また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいことから市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

献血の種類		血液量(リットル)	献血者数(人)
全血 献血	200ミリリットル献血	127	635
	400ミリリットル献血	20,088	50,219
成分 献血	血漿成分献血	7,702	13,629
	血小板成分献血	4,225	7,677
総計		32,141	72,160

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合がある。

4 献血の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

より多くの県民に献血に参加していただくために、市町村、熊本県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。

特に、若年層(10~30代)の献血者が年々減少しているので、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行う。

また、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、各種普及啓発活動を通じて正確な情報を伝える必要がある。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 愛の血液助け合い運動(7月)

(イ) 学生クリスマス献血キャンペーン(12月)

(ウ) はたちの献血キャンペーン(1月及び2月)

イ パンフレット・啓発資材の作成配布

ウ 報道機関及び各種広報媒体による啓発

(ア) テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等での広報

(イ) 各種情報誌、市町村広報誌等への掲載

(2) 若年層献血者の確保対策

ア 高校生を対象とした普及啓発

市町村、血液センター、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、学校での献血セミナーの開催、体験学習の実施等、高校生に対して献血に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に採血事業者が提供する献血web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

イ 学生献血推進ボランティアと協働した普及啓発

学生献血推進ボランティアの活動を支援し、育成を図るとともに、イベント会場等において協働し、献血に関する知識の普及及び献血の推進を図る。

(ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催

(イ) 「学生クリスマス献血キャンペーン」、「はたちの献血キャンペーン」等のイベントによる献血啓発活動の実施

(ウ) 学内献血への応援

(3) 企業等における献血の推進対策

企業等に対し、特に10代から30代までの従業員の献血促進について、企業対象献血セミナー等を開催し協力を求める。

(4) 複数回献血協力者の確保

献血受付時に複数回献血への協力の働きかけや、平成30年(2018年)10月から運用開始された献血web会員サービスの登録及び利用を促すことにより、次回献血の予約等、複数回献血者への利便性を図る一方、血液センターから会員へメッセージ等を送信することにより、季節的な又は血液型別の血液不足を未然に回避する。

(5) 献血功労者の表彰

献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等への推薦、知事感謝状の贈呈等を行い、献血への継続的な協力を得る。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大期における血液の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い企業においては在宅勤務、大学等に

- おいてはオンライン授業等が実施されるため、献血車の配車が困難な場合がある。そのため、必要な献血会場の確保や啓発等を行い、献血の安定的な確保を図る。また、献血会場の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種会場と重複する可能性があることから事前に調整等を行う。
- 5 血液不足等緊急時における献血者の確保
血液センターは上記web会員サービスの活用等、必要な措置を講じる。それでもなお、不足する場合は、輸血用血液製剤不足時の対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村及び関係機関と連携を取りながら、必要に応じて、「血液不足注意報」等の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。
- 6 災害時における献血者の確保等
災害時において、需要に見合った献血が確保され、又は献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。
- (1) 九州ブロック赤十字血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液製剤の供給
(2) 熊本県災害対策本部による血液製剤搬送手段の確保
(3) 県と日本放送協会との間に締結した「放送要請に関する協定」に基づく献血協力依頼の放送の実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保

登載依頼

熊本県警察本部公告第18号

次のとおり一般競争入札に付する。
令和5年（2023年）4月4日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
自動車任意保険契約
- (2) 入札・契約担当部局
熊本県警察本部会計課施設装備室装備係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線2316）
- (3) 契約内容
熊本県警察車両1,165台に対する自動車任意保険契約
「自動車任意保険仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
令和5年（2023年）5月31日（水）から令和6年（2024年）5月31日（金）まで
- (5) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (6) 入札金額等
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
- (7) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (8) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
- (3) 令和5年（2023年）4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
- (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）等を有する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 県税を完納している者
- (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると

き。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
エ 役員等が、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
オ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を
加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
るとき。

※ 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」とは、
熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するもの
をいう。

※ 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契
約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所
長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力
団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(8)までに定める条件の全てを満
たす者であることを確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）
を提出すること。

(2) 提出方法
(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限
る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和5年（2023年）4月18日（火）午後5時まで

(4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局

(5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）4月
18日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の交付
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）5月
9日（火）まで行う。

※ ただし、入札前の積算に必要な車両データについては、入札参加者のうち入札
参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。

(3) 入札の方法

ア 日時
令和5年（2023年）5月9日（火）午前10時

イ 場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁警察棟3階 ミーティングルーム

ウ 入札書の提出方法

入札書（別紙様式1（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別紙様式2）
））をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出
行うときは、令和5年（2023年）5月8日（月）午後5時（必着）までに1
（2）の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付におい
ては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するととも
に、中封筒の表に1(1)の契約名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入
れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書し
た上で、1(1)の契約名を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式3）を入
れること。

(4) 開札の方法、日時等

入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等こ
れらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の
もとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退した
ものとみなす。

(6) 無効の入札

次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- ク 二以上の意思表示をした入札
- ケ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
契約書については作成を要しないものとする。
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。

(2) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (2)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 入札の契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先
熊本県警察本部会計課施設装備室装備係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線2316）

(2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

熊本県教育委員会告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり熊本県育英資金返還金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年（2023年）4月4日

熊本県教育長 白石伸一

1 委託の内容

熊本県育英資金返還金の収納の事務

2 委託の相手方

東京都港区港南一丁目8番27号 日新ビル
株式会社しんきん情報サービス

3 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで